

## ○砺波市シンボルキャラクターマーク使用取扱要綱

平成22年2月2日

告示第8号

改正 平成26年6月23日告示第85号

(趣旨)

第1条 この要綱は、砺波市（以下「市」という。）のシンボルキャラクターマーク（以下「キャラクター」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(キャラクターに関する権利)

第2条 キャラクターに関する一切の権利は、市に属する。

(定義)

第3条 キャラクターの図柄、色及び名称（以下「デザイン」という。）は、別表に掲げるとおりとする。

(使用料)

第4条 キャラクターの使用料は無料とする。

(使用承認の申請)

第5条 キャラクターを使用しようとする者は、あらかじめ砺波市シンボルキャラクターマーク使用承認申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次の各号に掲げる書類等を添えて市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- (1) キャラクターの使用目的及び使用形態が分かる書類等
  - (2) 事業に関するパンフレット、チラシその他市長が必要と認める書類等
- 2 デザインを変更又は改変することなくキャラクターを平面で使用する場合において、次の各号のいずれかに該当するときは、前項の規定による申請の全部又は一部を省略することができる。
- (1) 新聞、テレビ、雑誌等報道関係機関が報道目的で使用する時。
  - (2) 出版社、旅行会社等が使用する場合において、市への誘客効果が期待できる時。
  - (3) 自治会、NPOその他の公共的団体等が公益的な活動のために使用する時。
  - (4) 市又は市の行政委員会が使用する時。

(使用の承認)

第6条 市長は、申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適当であると認めるときはキャラクターの使用を承認するものとする。ただし、次の各号のいずれかに該当するときは、承認をしない。

- (1) 法令又は公序良俗に反するおそれのあるもの

- (2) マークの使用によって誤認又は混同が生じるおそれがあるもの
  - (3) キャラクターの著しい変形等がなされ、当該キャラクターとして識別できないもの
  - (4) 立体物であって、それ自体が当該キャラクターとして識別できないもの
  - (5) 申請者が、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団であるとき。
  - (6) 申請者が、暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員であるとき。
  - (7) 申請者が、富山県暴力団排除条例（平成23年富山県条例第4号）第6条に定める暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する者であるとき。
  - (8) 特定の政治、宗教、思想等の活動に利用されるおそれのあるもの
  - (9) 市又はキャラクターのイメージを損なうおそれがあるもの
  - (10) その他市長が不相当と認めるもの
- 2 前項の承認は、砺波市シンボルキャラクターマーク使用（変更）承認書（様式第2号）をもって行うものとする。

#### （使用上の遵守事項）

第7条 キャラクターの使用の承認を受けた者は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 承認された用途以外に使用しないこと。
- (2) 完成品を提出すること。ただし、物件の提出が困難であると認められるものについては、その写真の提出をもって代えることができる。
- (3) 承認を受けた者は、当該承認を受けた地位を譲渡し、貸し渡し、又は担保に供してはならない。
- (4) キャラクターを使用した商品等に「©砺波市」と明示すること。

#### （承認内容の変更）

第8条 キャラクターの使用の承認を受けた者は、その承認内容を変更しようとするときは、砺波市シンボルキャラクターマーク変更承認願（様式第3号）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

- 2 前項の承認は、砺波市シンボルキャラクターマーク使用（変更）承認書をもって行うものとする。

#### （使用承認の取消し）

第9条 市長は、キャラクターの使用が第6条各号のいずれかに該当する者であることがはんめいしたとき又は承認内容に違反していると認められるときは、当該承認を取り消すことができる。

- 2 前項の承認の取消しは、砺波市シンボルキャラクターマーク使用承認取消通知書（様式第4号）をもって行うものとする。
- 3 市長は、前2項の規定により承認を取り消された者に対し、当該承認に係る物件の使用停止及び回収を求める等適切な処置をとることができる。

4 使用承認の取消しに伴い発生する使用物件の回収費用その他一切の費用は、承認を取り消された者の負担とする。

(利用の非独占性等)

第10条 この要綱によるキャラクターの使用承認は、当該承認を受けた者がそのキャラクターを自己の商標又は意匠とするなど、独占してキャラクターを使用する権利を付与し、かつ、キャラクターを使用した商品、キャラクターを使用する者等について市が推奨するものではない。

(損害賠償)

第11条 キャラクターの使用の承認を受けた者は、その使用に関し市又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

(承認事務の担当)

第12条 キャラクターの使用承認その他これらに関する事務は、商工農林部商工観光課において行う。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、キャラクターの使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公表の日から施行する。

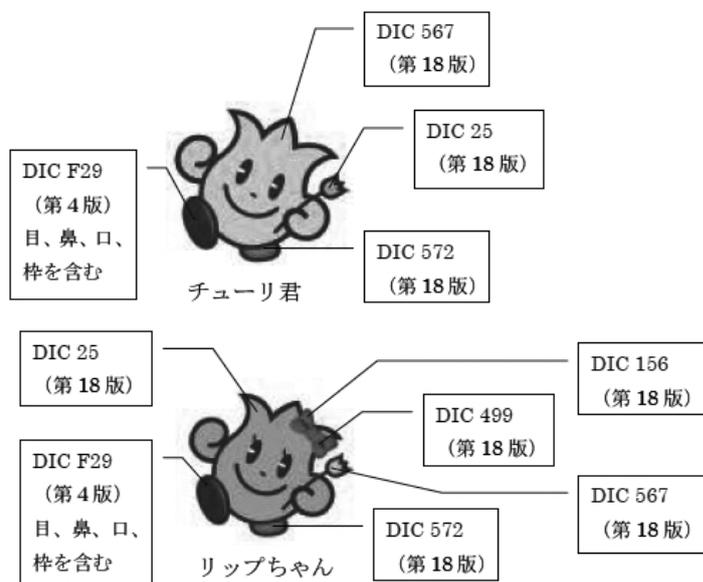
附 則 (平成24年3月27日告示第39号)

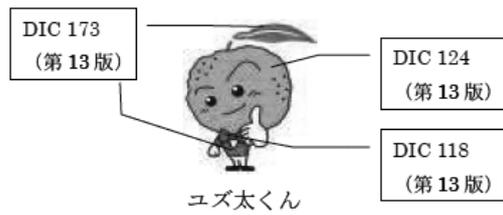
この告示は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年6月23日告示第85号)

この告示は、平成26年7月1日から施行する。

別表 (第3条関係)





#### 備考

- 1 デザインを変更して使用するときは、あらかじめ市長の承認を得なければならない。
- 2 キャラクターの色について、DICの指定番号によることができない場合には、市長の承認を得て同等色を用いることができる。

様式第1号（第5条関係）

（略）

様式第2号（第6条、第8条関係）

（略）

様式第3号（第8条関係）

（略）

様式第4号（第9条関係）

（略）